

児童発達支援センター及び救急急病医療事業に係る検討の進捗状況について

当該2事業について、令和2年12月23日開催の関係市市長会議において、それぞれの事業について、下記のとおり引き続き検討を進めていくこととなった。

1. 児童発達支援センター

令和元年度に千葉県、東京都、神奈川県内の児童発達支援センターを運営する事業者に意向調査を行った結果、46事業者のうち、4事業者から条件付きで指定管理や譲り受け等による運営が「可」であるとの回答があった。

また、そのうちの1事業者が、医療型児童発達支援センター設置（併設）についても可との回答であった。

事業者への意向調査の結果、指定管理や譲り受け等にあたり条件が提示されており、具体的な内容を事業所ヒアリングにより確認する必要があることから、今後は、君津郡市広域市町村圏事務組合とともにヒアリング調書を作成し、ヒアリングに臨む。

【検討会議実施状況】

第1回検討会議 令和2年12月7日

2. 救急急病医療事業

本年度は、木更津市が「君津中央病院企業団が夜間急病診療所の設置者となり、設置場所も運営も変更なく、今までと同様とする」という案を提案することを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、会議を開催できない状態であった。

今後、働き方改革により夜間救急（一次から三次すべて）の医師の確保ができない懸念もあり、救急体制全般に関わる問題となる。地域の医療資源の現状を把握しどのような方策が実現可能なのか、持続可能なのか、継続した協議の必要性は医師会長も認識されているため、検討の枠組みを維持する。

また、今後の検討にあっては、長期的な地域救急医療（一次から三次まで）に係る検討と、短期的な夜急診の設置者（公社のような組織）に係る検討を切り分けていくことも含めて検討を進める。

地域外来・検査センターの現状について

1. 経緯

- (1) 千葉県が県医師会にPCR検査の協力要請し、県医師会が君津木更津医師会に協力要請した。
- (2) 君津木更津医師会が、検査センター設置に向けて関係者（保健所、関係市、市町村圏事務組合）を集めて会議を開催（7/3、7/17）し、夜急診の分院として設置することを決定した。
- (3) 令和2年8月14日、組合管理者が夜急診の条例改正を専決処分し、保健所並びに社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険連合会への開設の手続きを経て、令和2年8月20日から検査センターの運営を開始した。

2. 現状等

- (1) 開設期間 令和2年8月20日から開設し、
当初12月までを予定していたが、年度末まで延長
- (2) 開設日 原則として毎週火曜日と木曜日
- (3) 検査体制 医師2名（又は医師1名、看護師1名）
誘導・受付（市町村圏事務組合職員1名、関係市が交代で職員3名）
- (4) 受検手続
 - ・君津木更津医師会の協力医師が、医師会事務局に受検を予約し、医師会事務局が患者に検査の案内を連絡する。
 - ・患者が予約の時間に検査センターに行き、医師が検査センターで患者の検体採取を行う。

(5) 検査状況

	8月	9月	10月	11月	12月	R3.1月	計
検査日数	3日	9日	9日	8日	10日	9日	48日
検査人数	22人	72人	75人	57人	127人	151人	504人

※ 国のマニュアルにより、設置場所等の一般への公表は原則行わないものとされています。

天羽養護老人ホームの民間移行（入所者の移動）について

令和 3 年 3 月 10 日 : 竣工予定（令和 2 年 1 月現在で 61 % の進歩）

令和 3 年 3 月 11 日から 19 日 : 新しい備品等の搬入

令和 3 年 3 月 20 日から 21 日 : 入所者の荷物を搬入

令和 3 年 3 月 31 日 : 入所者移動

（31 日までは現施設に居るよう県から指示あり）

令和 3 年 1 月 29 日現在の現況写真

